

別紙 13 参加資格要件

- 1 単独の個人又は法人であること。
- 2 樹木採取権者に選定された際には、樹木採取権の設定後、直ちに（原則として樹木採取権の設定の日に）、別紙 15「樹木採取権運用協定書（案）」の内容で樹木採取権運用協定を締結する旨の誓約書を提出する者であること。
- 3 樹木採取権が設定された際には、別紙 14「樹木採取権実施契約書（案）」に示した内容で樹木採取権実施契約を締結する旨の誓約書を提出する者であること。
- 4 樹木採取権実施契約を締結せずに樹木を採取しない旨の誓約書を提出する者であること。
- 5 法第 8 条の 9 第 1 項第 1 号の事業の基本的な方針その他の申請書の内容が、別紙 11「四国 1 四万十川上流樹木採取区における国有林野の管理経営に関する法律第 8 条の 7 第 5 号の樹木採取権を行使する際の指針」の内容に適合すること。また、申請書の内容に則して事業を行うことの誓約書を提出する者であること。
- 6 樹木採取権を設定する者の選定結果の公表、樹木採取権の設定又は移転の際の樹木採取権者名等の公表並びに樹木採取区管理簿、権利設定料の額及び算定方法、樹木採取権実施契約の締結期間、樹木の採取その他の事業の実施状況等の公表に同意する旨の誓約書を提出すること。
- 7 四国森林管理局の造林事業請負契約の入札において共通して課している以下の（1）から（11）の要件に適合する旨の誓約書を提出すること。
 - （1）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第 70 条の特別の理由がある場合に該当する。
 - （2）全省庁統一資格の「役務の提供等(その他)」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加資格に関する公示（平成 31 年 2 月 21 日）に基づき決定された等級が、本事業に対応している者であること。
 - （3）全省庁統一資格の競争参加を希望する地域において、「四国」を選択している者であること。
 - （4）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（平成 30 年 11 月 26 日）9（2）に規定する手続をした者を除く）でないこと。

(5) 造林事業請負契約の契約年度から遡って過去15年間に完了した当該事業と同種の事業である「造林事業」を実施した実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、下請に係る実績も含む）を有する者であること。ただし、共同事業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の事業に限る。

造林事業とは、地拵、植付（補植、改植を含む）、下刈、つる切、除伐、除伐2類、保育間伐（活用型を含む）、本数調整伐、枝打、誘導伐、保護伐、育成受光伐、天然林受光伐、衛生伐、歩道作設・修理、病虫獣害防除及び気象害対策等の作業をいう。

(6) 当該事業と同種の事業について、造林事業請負契約の契約年度から遡って過去2年間に「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について」（平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知）による事業成績評定を受けた造林事業がある場合においては、2年間の契約ごとの評定点の合計を契約件数で除した平均点が65点以上であること。ただし、共同事業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の事業に限る。

(7) 当該事業に配置を予定する技術者等（現場代理人）にあつては、直接雇用する技術者であるとともに、造林事業に1回従事した年が3年以上あり、事業の適正な実施が見込める者であること。ただし、共同事業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の事業に限る。

(8) 当該事業については、労働安全衛生法等に基づき事業実施に必要な以下の資格等を有している者を配置できること。

【チェーンソーを使用する作業の場合】

労働安全衛生法第59条第3項に基づき、労働安全衛生規則第36条第8号（チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務）の事業に係る特別教育の修了者を配置できること。

【刈払機を使用する作業の場合】

労働基準監督署通達に基づく「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育（平成12年2月16日付基発第66号）」の修了者を配置できること。

(9) 社会保険等に関して、以下に定める届出を全て行っている事業主（届出の義務がない者を除く）であること。

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(10) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）に沿って、作業の安全対策に取り組んでいること（規範の内容に相当する既存の取り組みを含む）。

(11) 造林事業請負契約の契約時に、四国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に

基づく指名停止を受けていないこと。

- 8 公募期間の末日が、国有林野事業の造林請負、生産請負、立木販売又は製品販売に関して、四国森林管理局長から受けた指名停止の期間に当たらないこと。
- 9 暴力団排除に関する誓約書を提出する者であること。